



目 次

規 則		ペー ジ
◎高知県証明事務手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則		1
◎高知県統計調査員の設置に関する規則の一部を改正する規則		1
訓 令		
◎高知県公文書規程の一部を改正する訓令		2
告 示		
◎「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の指定代理納付者の指定	(政策企画課)	3
○包括外部監査契約の締結	(行政管理課)	3
◎全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体及び全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更	(財 政 課)	3
◎西日本宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体及び西日本宝くじ事務協議会規約の一部変更	(")	3
○高知県収入証紙売りさばき所の所在地の変更の承認	(会計管理課)	3
高知県公安委員会規則		
◎高知県公安委員会公印規則の一部を改正する規則		4
高知県公安委員会告示		
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく少年指導委員の委嘱		4
○高知県風俗環境浄化協会の名称の変更		4
◎告示（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部改正		4

規 則

高知県証明事務手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第40号

高知県証明事務手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

高知県証明事務手数料徴収条例施行規則（昭和31年高知県規則第61号）の一部を次のように改正する。

第2条中「証明願正副2通（副本に高知県収入証紙をはること。）」を「証明願」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、手数料の納付が必要なときは、当該証明願に高知県収入証紙を貼り付けてしなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の高知県証明事務手数料徴収条例施行規則第2条の規定により提出されている証明願は、この規則による改正後の高知県証明事務手数料徴収条例施行規則第2条の規定により提出されたものとみなす。

高知県統計調査員の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第41号

高知県統計調査員の設置に関する規則の一部を改正する規則

高知県統計調査員の設置に関する規則（平成21年高知県規則第20号）の一部を次のように改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第3条関係）

← 9.5センチメートル →

写真貼り付け箇所

第 号

統計調査員証


(調査名)
(氏名)

上記の者は、上記の統計調査に従事する統計調査員（指導員・調査員）であることを証明します。

任命期間 年 月 日から
 年 月 日まで

年 月 日発行

高知県知事 印



政府統計

↑ 6.5センチメートル ↓

備考 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。

(裏面)

注意事項

- 1 統計調査を行うときは、この証票を携帯し、必要に応じて提示しなければならない。
- 2 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この証票を紛失したとき又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
- 4 この証票は、任命期間が満了したとき、資格を失ったとき又は発行者から返納を命じられたときは、直ちに発行者に返納しなければならない。

統計法（抜粋）
(報告義務)

第13条 行政機関の長は、第9条第1項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に對し報告を求めることができる。

- 2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。
- 3 第1項の規定により報告を求められた者が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

(守秘義務)

第41条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

- (1) 略

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 略
- (2) 第41条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者
- (3) 略

2 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県統計調査員の設置に関する規則別記様式は、この規則による改正後の高知県統計調査員の設置に関する規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

訓 令

高知県訓令第5号

本 庁
各出先機関

高知県公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成24年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県公文書規程の一部を改正する訓令

高知県公文書規程（昭和39年12月高知県訓令第64号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「の電子文書交換システムにより電子署名が付与され交換される電子公文書」を「を介して交換される電子公文書のうち、電子署名が付与されるもの」に改める。

第3条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「ふれる」を「触れる」に改める。

第10条第2項中「よりがたい」を「より難い」に改める。

第11条第1項第3号中「明りように」を「明瞭に」に改める。

第13条（見出しを含む。）中「あて名」を「宛名」に改める。

第15条第1項第2号及び第3号中「付すこと」を「付すること」に改める。

第16条の2中「総合行政ネットワークの電子文書交換システムにより発信する電子公文書」を「総合行政ネットワーク公文書」に改める。

第17条の見出しを「（收受の手續）」に改め、同条第1項第1号中「あてた」を「宛てた」に改め、同項第2号中「あてた」を「宛てた」に改め、同項第3号中「副知事あての」を「副知事宛ての」に、「各名あて人」を「各名宛て人」に改め、同項第4号中「あてた」を「宛てた」に、「各名あて人」を「各名宛て人」に改め、同項第6号中「副知事あての」を「副知事宛ての」に、「各名あて人」を「各名宛て人」に改める。

第19条の2を削る。

第19条の3第1項中「（公文書主任が受信した総合行政ネットワーク公文書を含む。次項において同じ。）」を削り、同条第19条の2とする。

第30条第1項ただし書中「より発送できる」を「から発送する

ことができる」に改め、同条第2項中「都道府県あての」を「都道府県宛ての」に、「出先機関あての」を「出先機関宛ての」に改め、同条第3項中「あて名」を「宛名」に改める。

第31条第1項中「やむを得ないもののほか」を「やむを得ないものを除き」に改める。

第32条第2項中「総合行政ネットワークの電子文書交換システムを利用して公文書」を「総合行政ネットワーク公文書」に改める。

第38条第4項中「主務課長が」を「主務課長とが」に改める。
第41条中「損傷又は滅失する」を「損傷し、又は滅失する」に改める。

第45条の見出しを「（収受の手続）」に改め、同条第1項第1号中「出先機関あての」を「出先機関宛ての」に改め、同項第2号中「各名あて人」を「各名宛て人」に改め、同項第3号中「出先機関あての」を「出先機関宛ての」に、「各名あて人」を「各名宛て人」に改め、同号ウ中「その他の」を「ア及びイに掲げるもののほか、」に、「記載が必要と」を「記載する必要があると」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第46条中「前条第1項」を「前条」に改める。
第53条の2第2項中「総合行政ネットワークの電子文書交換システムを利用して公文書」を「総合行政ネットワーク公文書」に改める。

第58条第4項中「出先機関長が」を「出先機関長とが」に改める。

別表第1の10及び12中

「あて名様」
を
「宛名様」
に改める。

別記第6号様式中

「

あて名 (配布先)

」

を
「

宛名 (配布先)

」

に改める。

別記第13号様式中

「

あて名 (配布先)

」を「

宛名 (配布先)

」に改める。

附 則
(施行期日)
1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)
2 この訓令による改正前の高知県公文書規程別記様式は、この訓令による改正後の高知県公文書規程の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

告 示

高知県告示第257号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき指定代理納付者を次のとおり指定したので、高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第41条の3第2項の規定により告示する。
平成24年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

指定代理納付者		指定代理納付者に納付させる歳入	指定期間
所在地	名称		
東京都港区赤坂九丁目7番1号	ヤフー株式会社	インターネットを利用して納付される「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

高知県告示第258号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第5項の規定により次のとおり告示する。
平成24年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 包括外部監査契約の期間の始期
平成24年4月1日
- 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
監査に要する費用の額は、次に掲げる費用を合算したものとし、1,200万円をもって上限とする。
(1) 基本費用 400万円
(2) 執務費用 基本執務費用及び外部監査人補助者執務追加費用を合算した額
(3) 実費 旅費、関係人出頭費用及び諸費用を合算した額
- 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 田所 大祐
住所 高知市本町四丁目1-35 森連会館ビル5階
4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告書が提出された後に支払う。ただし、必要があると認めるときは、概算払及び前金払をする。

高知県告示第259号
熊本市を全国自治宝くじ事務協議会に加えるとともに、次のとおり全国自治宝くじ事務協議会規約（昭和30年3月30日議決）の一部を変更したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2第2項の規定により告示する。
平成24年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

全国自治宝くじ事務協議会規約（昭和30年3月30日議決）の一部を次のように変更する。
第3条第2号中「相模原市」を「相模原市、熊本市」に改める。
第6条中「九人」を「十人」に改める。

附 則
1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。
2 この規約による変更後の規約（以下「変更後の規約」という。）第8条第1項の規定により平成25年3月31日までの間に委員に選任された者の任期は、変更後の規約第8条第2項の規定にかかわらず、同日までとする。

高知県告示第260号
熊本市を西日本宝くじ事務協議会に加えるとともに、次のとおり西日本宝くじ事務協議会規約（昭和33年3月23日議決）の一部を変更したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2第2項の規定により告示する。
平成24年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

西日本宝くじ事務協議会規約（昭和33年3月23日議決）の一部を次のように変更する。
第3条中「及び岡山市」を「、岡山市及び熊本市」に改める。
第6条中「二十一人」を「二十二人」に改める。
第17条第2項中「及び岡山県」を「、岡山県及び熊本県」に、「岡山市に」を「岡山市に、熊本県にあつては熊本県知事及び熊本市長の協議により定めた割合をもつて熊本県及び熊本市に」に改める。

附 則
この規約は、平成24年4月1日から施行する。
高知県告示第261号
高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第

4 条第5項の規定により売りさばき所の所在地の変更について承認したので、次のとおり告示する。

平成24年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名

高知市丸ノ内一丁目2-20
社団法人高知県交通安全協会
会長 岡崎 俊一

2 売りさばき所の所在地及び名称

(変更前) 土佐清水市幸町3-5 清水警察署内
高知県交通安全協会

(変更後) 土佐清水市幸町3-5 中村警察署清水警察庁舎内
高知県交通安全協会

3 変更承認年月日

平成24年4月1日

公安委員会規則

高知県公安委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年4月1日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

高知県公安委員会規則第5号

高知県公安委員会公印規則の一部を改正する規則

高知県公安委員会公印規則（昭和33年高知県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「この規則」を「、この規則」に改める。

第2条中「別表のとおり」を「別表に定めるとおり」に改める。

第3条中「（以下「本部」という。）」を削る。

別表高知県公安委員会印の項中「運転免許証の」を「運転免許証及び運転経歴証明書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第3号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次のとおり少年指導委員を委嘱する。

平成24年4月1日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

住所	氏名	活動区域	委嘱期間
高知市薊野北町四丁目3番10-2号	大久保正司	高知地区	平成25年3月31日まで
高知市愛宕町二丁目15番11号	横山 明	高知地区	平成26年3月31日まで
高知市幸町7番7号	中越 利夫	高知地区	平成26年3月31日まで
高知市比島町二丁目8番7号	岡林 速	高知地区	平成26年3月31日まで
高知市高見町266番地1	五藤 広志	高知南地区	平成25年3月31日まで
安芸市下山1496番地	有澤 陽孝	安芸地区	平成26年3月31日まで
安芸郡安田町唐浜479番地2	松本 秀一	安芸地区	平成26年3月31日まで
南国市大埴甲2477番地2	門田 竊一	南国地区	平成26年3月31日まで
南国市岡豊町笠ノ川902番地	山本三四子	南国地区	平成26年3月31日まで
須崎市多ノ郷甲694番地	柳本 勇雄	須崎地区	平成26年3月31日まで
須崎市下分甲2032番地2	前田 良二	須崎地区	平成26年3月31日まで
四万十市古津賀二丁目143番地	西内 燦夫	中村地区	平成26年3月31日まで
四万十市渡川一丁目10番4号	刈谷 隆子	中村地区	平成26年3月31日まで

備考 活動区域の区分は、次のとおりとする。

1 高知地区

高知県警察の設置及び定員に関する条例（昭和29年高知

県条例第14号。以下「条例」という。）別表に規定する高知県高知警察署の管轄区域とする。

2 高知南地区

条例別表に規定する高知県高知南警察署の管轄区域とする。

3 安芸地区

条例別表に規定する高知県安芸警察署の管轄区域とする。

4 南国地区

条例別表に規定する高知県南国警察署の管轄区域とする。

5 須崎地区

条例別表に規定する高知県須崎警察署の管轄区域とする。

6 中村地区

条例別表に規定する高知県中村警察署の管轄区域とする。

高知県公安委員会告示第4号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第39条第1項の規定に基づき高知県風俗環境浄化協会として指定した社団法人高知県防犯協会から風俗環境浄化協会に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項の規定により名称の変更について届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月1日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

1 変更に係る事項

法人の名称

(変更前) 社団法人高知県防犯協会

(変更後) 公益社団法人高知県防犯協会

2 変更予定年月日

平成24年4月1日

高知県公安委員会告示第5号

平成18年2月高知県公安委員会告示第2号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成24年4月1日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

表中「、清水警察署」を「（清水警察庁舎を含む。）」に改める。